



地方自治法抜本改正への第一歩

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

地域主権改革の一つに地方自治法の抜本改正があります。地方行政検討会議（議長・片山善博総務相）が担当しているものですが、次の通常国会に提出する改正案の内容が固まってきました。まだ抜本改正には程遠いものですが、一歩ずつということでしょう。

専決処分に制限

地方自治法の改正の検討に少なからず影響を与えたのは、人口三万人足らずの鹿児島県阿久根市が引き起こした異例の事態です。市長と議会が対立したため、市長は議会を招集せず、副市長の選任など議会の承認を得なければならぬ案件は専決処分にしてきました。市長への批判が強まり、住民投票による市長の解職が成立しましたが、市長は出直し選挙への出馬を表明しており、混乱はなお続きそうです。

議会の招集権は長にありますが、全国の自治体の議長で構成する三つの議長会は議長に招集権を与えるよう要求してきました。二〇〇六年の地方自治法改正で、この要求を一部受け入れ、議長は長に対し臨時会の招集を請求できるようになりました。請求を受けた長は当然、招集するものと想定した制度ですが、阿久根市ではこの想定が崩れてしまいました。そこで、請求を受けた長が招集義務を果たさない場合には、議

長に招集権を与えることにしました。

長の専決処分は、議会を招集している時間的余裕がない場合や、議会が議決すべき事件を議決しない場合に認められているものですが、副知事や副市町村長の選任はその対象からはずすことにしました。職務代理者を置けば、事務の停滞は防げるという判断です。阿久根市のような専決処分は認めないということです。

このほか、名古屋市での議会解散の直接請求の経験から、有権者が多い自治体については必要な署名数の緩和や署名収集期間の延長を検討することにしました。署名収集期間は都道府県と同様、二カ月とする案が有力です。

以上は、この一年に新たに発生した課題に対する応急措置ともいえるべき改正です。

片山氏の持論の具体化へ

住民自治の充実に熱心な片山氏が総務相に就任したため、抜本改正に向けた議論の対象は広がっています。その一つに、住民の条例制定・改廃の直接請求の対象から外されている地方税に関する条例を対象に加えるという課題があります。恐らく地方税条例を除外したのは、これを対象に加えれば、減税の直接請求が乱発されて、收拾がつかなくなる懸念したためですが、片山氏は、税負担の議論は住民自治の根幹であ

り、除外すべきではないという意見です。請求の乱発の懸念に対しても、最後は、議会が決めることであり、議会が賢明に対処すれば混乱は防げると見えています。地方税条例も直接請求の対象にする方向でまとまりそうです。

片山氏をご執心の住民投票の法制化については、まだ議論が拡散しています。自治体の合併や分離（廃置分合）を住民投票の対象にする点については、ほぼ合意が得られそうです。しかし、議会の定数や議員の報酬を住民投票の対象とすることには、議会側の反発があります。

米国では、多額の地方債を発行する場合にも住民投票にかける自治体が少なくありません。片山氏もそれに倣うよう主張してきましたが、どのくらいの規模から住民投票の対象にするか線引きが難しそうです。

大規模な公の施設の設置も住民投票の対象候補に挙げられていますが、これまで、法律に基づかないで、諮問的に実施してきた住民投票では、原子力発電所やダム（可動堰）の建設、軍事基地整備など国の政策と直接関係するものもありました。これらを拘束力のある住民投票の対象にすることには強い抵抗がありそうです。制度化するとすれば、市町村合併のような比較的抵抗のないものから実施し、その経過を見ながら拡充していくことになりそうです。